

労働保険の成立手続きはお済みですか

労働保険とは労災保険と雇用保険とを総称した言葉であり、労働者（アルバイト、パートを含む）を一人でも雇用する事業主の方は、労働保険に必ず加入手続きをしなければなりません（農林水産業の一部を除く）。

労災保険とは

労働者が業務上の事由や通勤によって負傷したり、病気にかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っております。

雇用保険とは

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発や向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っております。

千葉労働局では年間を通じて適用促進活動を行うとともに、10月～12月を「労働保険適用促進強化期間」として集中的に適用促進を行うこととしています。

労働保険の加入手続きがまだお済みでない事業主の方は、すぐに加入手続きをしてください。

労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度について

事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続きを行わない期間中に労災に該当する事故が発生した場合、労災保険給付額の100%又は40%が事業主から徴収されます。

詳しくは、千葉労働局労働保険徴収課（[電話:043-221-4317](tel:043-221-4317)）又は最寄りの労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。

【お問い合わせ先】

千葉労働局総務部労働保険徴収課 電話:043-221-4317